

「出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第一項第一号の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国を定める件案」の概要について

出入国在留管理庁

## 第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）の施行により、退去の命令制度が創設されることに伴い、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第55条の2第1項第1号に規定する退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として法務大臣が告示で定める国を定めるもの。

## 第2 概要

イラン・イスラム共和国を除いた国を退去強制令書の円滑な執行に協力しない国以外の国として規定するもの。

## 第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬